

令和6年2月1日
敦賀市
西日本旅客鉄道株式会社

敦賀市コミュニティバス及びぐるっと敦賀周遊バス等へのICOCA導入について

敦賀市では、令和6年2月24日（土）から、敦賀市コミュニティバス及びぐるっと敦賀周遊バス、福井鉄道バス若狭線、菅浜線で交通系ICカード「ICOCA（イコカ）」の運用を開始します。

これによりICOCA及びモバイルICOCA／Apple PayのICOCAのほか、相互利用が可能な全国の交通系ICカードも御利用いただけます。

1 運用開始日

令和6年2月24日（土）

2 適用路線

敦賀市コミュニティバス全路線
ぐるっと敦賀周遊バス
福井鉄道バス 若狭線 菅浜線

3 サービス内容

(1) 交通系ICカードに入金されたSF（※）でコミュニティバス及びぐるっと敦賀周遊バス、若狭線、菅浜線のバス運賃の支払いができます。

市内で80分以内の乗り継ぎの場合は、2回目運賃が無料となる乗継割引が適用されます。（ぐるっと敦賀周遊バスは除く。）

注）SF（ストアードフェア）：ICカード内にチャージ（入金）された電子マネー

(2) 全国相互利用交通系ICカードでもバス運賃の支払いができます。別紙1参照

4 利用方法

乗車時及び降車時に、バス乗車口付近及び降車口付近に設置してある IC カードリーダーに「ICOCA」をタッチすることで、利用できます。

降車口付近のみに IC カードリーダーが設置してある車両は、降車時のみ IC カードリーダーに「ICOCA」をタッチすることで、利用できます。

予約便をご利用の場合は、降車時に運転手へ IC カード利用をお申し付けください。



<乗車時の IC カードリーダー>



<降車時の IC カードリーダー>



<予約便 IC カードリーダー>

5 チャージ方法

車内で IC カードへのチャージはできません。敦賀駅、コンビニエンスストアなどでチャージ可能です。

※ 「ICOCA」「モバイル ICOCA」は西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。

※ Apple、Apple Pay は Apple Inc.の登録商標です。

別紙 1

全国で相互利用できる交通系 IC カード



- ・「ICOCA」 西日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「Kitaca」 北海道旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「PASMO」 株式会社パスモの登録商標です。
- ・「Suica」 東日本旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「manaca (マナカ)」 株式会社名古屋交通開発機構及び株式会社エムアイシーの登録商標です。
- ・「TOICA」 東海旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「PiTaPa」 株式会社スルッと KANSAI の登録商標です。
- ・「nimoca」 西日本鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「SUGOCA」 九州旅客鉄道株式会社の登録商標です。
- ・「はやかけん」 福岡市交通局の登録商標です。